五　登記名義人等及び前二号の措置により判明した当該共有者不明土地の共有持分を有する者と思料される者に対して、当該共有者不明土地の共有持分を有する者を特定するための書面の送付その他の農林水産省令で定める措置をとること。

第二十五条中「第十三条及び第十四条」を「第十四条及び第十五条」に、「第十三条第二項」を「第十四条第二項」に、「第十四条中」を「第十五条中」に改め、同条を第二十六条とする。

第二十四条中「第十条から第十二条まで」を「第十一条から第十三条まで」に、「第十条第二項」を「第十一条第二項」に、「第十二条中」を「第十三条中」に改め、同条を第二十五条とする。

第二十三条中「第八条及び第九条」を「第九条及び第十条」に、「第八条第二項」を「第九条第二項」に、「第九条第一項」を「第十条第一項」に改め、同条を第二十四条とする。

第二十二条中「第六条及び第七条」を「第七条及び第八条」に、「第六条第二項」を「第七条第二項」に、「第七条第一項」を「第八条第一項」に改め、同条を第二十三条とする。

第二十一条中「第五条」を「第六条」に改め、同条を第二十二条とする。

第二十条中「第三条及び第四条」を「第四条及び第五条」に、「第三条第二項」を「第四条第二項」に、「第四条中」を「第五条中」に改め、同条を第二十一条とする。

第十九条中「第二条の」を「第三条の」に、「第二条第二項」を「第三条第二項」に改め、同条を第二十条とする。

第十八条中「第一条」を「第二条」に改め、同条を第十九条とし、第十七条を第十八条とし、第十四条から第十六条までを一条ずつ繰り下げる。

第十三条第二項第四号中「第十六条第一項第一号」を「第十七条第一項第一号」に改め、同条を第十四条とし、第十二条を第十三条とし、第二条から第十一条までを一条ずつ繰り下げる。

第一条の見出し中「避難解除等区域復興再生計画」を「福島復興再生特別措置法（以下「法」という。）」に、「避難解除等区域復興再生計画」を「福島復興再生計画」に改め、同条を第二条とし、同条の前に次の一条を加える。

（福島農林水産業振興施設）

第一条　福島復興再生特別措置法（以下「法」という。）第七条第四項第一号の政令で定める施設は、主として次に掲げる事業を行う施設その他これに類するものとして農林水産省令で定める施設とする。

一　法第七条第四項第一号イに規定する実施区域において農林水産物を生産する事業

二　福島農林水産物（前号に掲げる事業により生産された農林水産物をいう。以下この条において同じ。）を加工する事業

三　福島農林水産物又はその加工品を販売する事業

四　福島農林水産物を調理して供与する事業

五　福島農林水産物に由来するエネルギー源を電気に変換する事業

（特許法施行令の一部改正）

第四条　特許法施行令（昭和三十五年政令第十六号）の一部を次のように改正する。

第十条第六号中「第八十三条」を「第八十六条」に、「認定重点推進計画に」を「認定福島復興再生計画に」に、「第八十一条第二項第四号」を「第七条第六項」に、「認定重点推進計画の」を「認定福島復興再生計画に期間の定めがある場合にあつては、当該」に改める。

（災害対策基本法施行令の一部改正）

第五条　災害対策基本法施行令（昭和三十七年政令第二百八十八号）の一部を次のように改正する。

附則第二項中「国際博覧会推進本部が置かれている」を「復興庁が廃止されるまでの」に改める。

附則第三項中「東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会推進本部」を「国際博覧会推進本部」に改める。

附則第四項中「復興庁が廃止されるまでの」を「東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会推進本部が置かれている」に改める。

（復興庁設置法第四条第二項第三号イ及びロの事業を定める政令の一部改正）

第六条　復興庁設置法第四条第二項第三号イ及びロの事業を定める政令（平成二十四年政令第二十五号）の一部を次のように改正する。

第一条中「次条第三十号」を「次条第二十九号」に改める。

第二条中第一号を削り、第二号を第一号とし、第三号から第十四号までを一号ずつ繰り上げ、同条第十五号中「第八号又は第十一号」を「第七号又は第十号」に改め、同号を同条第十四号とし、同条中第十六号を第十五号とし、第十七号を第十六号とし、第十八号を第十七号とし、同条第十九号中「第十一号」を「第十号」に改め、同号を同条第十八号とし、同条第二十号中「第十一号」を「第十号」に改め、同号を同条第十九号とし、同条中第二十一号を第二十号とし、第二十二号を第二十一号とし、同条第二十三号中「第十一号」を「第十号」に改め、同号を同条第二十二号とし、同条第二十四号中「第十一号」を「第十号」に改め、同号を同条第二十三号とし、同条第二十五号中「第十一号」を「第十号」に改め、同号を同条第二十四号とし、同条第二十六号中「第十一号又は第二十四号」を「第十号又は第二十三号」に改め、同号を同条第二十五号とし、同条中第二十七号を第二十六号とし、第二十八号から第三十号までを一号ずつ繰り上げる。

（内閣府本府組織令の一部改正）

第七条　内閣府本府組織令（平成十二年政令第二百四十五号）の一部を次のように改正する。

第三条第三号㉗及び附則第四条第一項中「、同法第七十七条第一項に規定する復興交付金事業計画に関すること、同法第七十八条第三項に規定する復興交付金の配分計画に関すること」を削り、「復興推進事業」を「復興推進事業及び」に改め、「及び同法第七十八条第一項に規定する復興交付金事業等」を削る。

附　則

（施行期日）

1　この政令は、令和三年四月一日から施行する。ただし、第一条中復興庁組織令附則第七条第三項の改正規定は、公布の日から施行する。

（特許法施行令の一部改正に伴う経過措置）

2　特許法第百九条の二第一項の規定による特許料の軽減若しくは免除若しくはその納付の猶予若しくは同法第百九十五条の二の二の規定による出願審査の請求の手数料の軽減若しくは免除又は特許協力条約に基づく国際出願等に関する法律（昭和五十三年法律第三十号）第十八条の二の規定による国際出願に係る手数料の軽減若しくは免除については、第四条の規定による改正前の特許法施行令第十条（第六号に係る部分に限る。）の規定は、復興庁設置法等の一部を改正する法律附則第十一条に規定する期間、なおその効力を有する。この場合において、同号中「申請日において、」とあるのは「申請日において、復興庁設置法等の一部を改正する法律（令和二年法律第四十六号）第三条の規定による改正前の」とする。

内閣総理大臣　菅　　義偉
農林水産大臣　野上浩太郎
経済産業大臣　梶山　弘志

重要施設の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和二年十月二日

内閣総理大臣　菅　　義偉